

藤原氏の系図の虚偽の可能性に関する見解

はじめに

近年、公人を含む一部の方々が、明確な史料的根拠を示さずに「藤原氏の末裔」を自称（要するに江戸時代に偽造していた、江戸時代に粉飾していた）される事例が見受けられます。

こうした無根拠な主張は、権威の正統化、社会的評価の向上、影響力の行使、事業宣伝・企業イメージ向上など、さまざまな目的で利用されるケースが散見されます。

藤原氏の歴史的系譜に連なる橋本家として、この状況について見解を示すとともに、系譜を語る上での基本的な考え方を共有させていただきます。

橋本家について

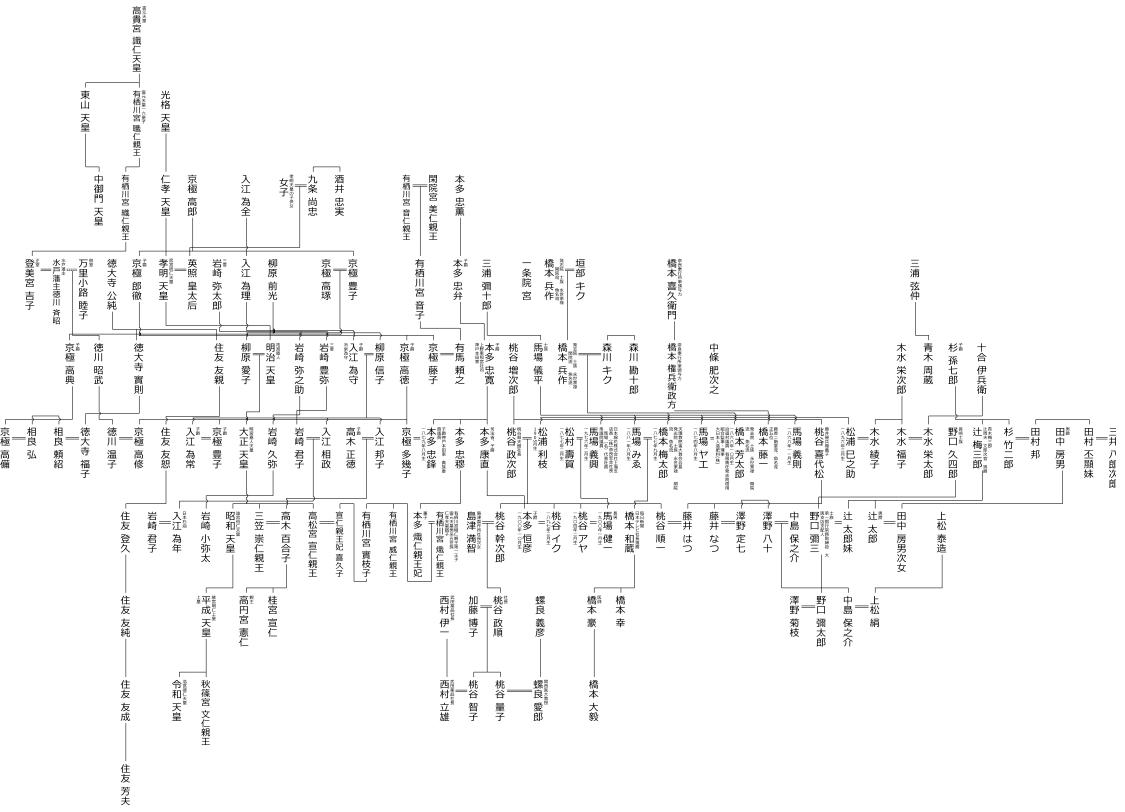
橋本家は、一乗院門跡に関わった家系で、一乗院領の発志院荘（橋院荘）を本拠とした家系で、明治期に橋本家の橋本兵作の家禄は一乗院領の総収入（約1492石）の約1%だった事が判明しています（年寄も兼務、発志院で唯一の士族）。

鷹司家出身の実顕（[下記の資料](#)）が「橋本」の号を持ち、良信（[下記の資料](#)）が「後発心院」の号を持ち、飛鳥井家の龍雲が橋本を本姓としていたことから、橋本弥六が出現する頃に門跡の庶子もしくは近親者が発志院の地に土着し、橋本を名乗ったと考えられます。幕末に、勤王の志士となり投獄された橋本家の養子藤一（二階堂流藤原氏出身（中條氏））の罪を同じ藤原氏の一門である藤原北家花山院流難波家の庶流である公家・華族の飛鳥井家の救解により赦免されました（711項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者経済雑誌社 編出版者経済雑誌社、出版年月日大正1.11、請求記号、20-98ワ書誌ID000000551139、[国会図書館へのリンク](#)）。

注意：定義は「庶子もしくは近親者＝直系+傍系」です。

これらの歴史的経緯は、下記の「[§ 5.証拠資料一覧表](#)」に記載している史料によって確認することができます（国会図書館の職員が全ての資料の実物を確認しています）

●最近の系図はこちら→



[家系図をダウンロード](#)

[家系図をダウンロード](#)

●永世家禄（家禄奉還願）の資料はこちら→

木曾源喜還舊有記

私

承由茲以後每拾石今般
所人恒之即布令其基奉還
社並同何卒產業貨物布令
下禱為我奉恩願此以上

第一大區拾九十區

添新鄰屬

士族

明治廿年正月 槩中無存印

木曾源喜還舊有記

私

山郊慶

副

木曾源喜



●橋本藤一について→

10:17 LINE 7° 74



dl.ndl.go.jp/pid/9



江戸時代
七二六

て百方盡力し、王師を煩すに至らずして止みしは、藤一の力多きに居れりとい
尋て鎮撫總督府に召され、王政維新の後は奈良縣少屬となり、企書周到良吏の
ありき。後、職を辭して手向山神社祠堂となり、明治十九年十一月五日病みて歿
年六十五。墓は白毫寺にあり。その碑に曰く、

君名政孝、字子友、帶川其號通稱藤一、中條肥次之長男、養於橋本政方、君嗣其家
藤原本氏二階堂世居相模後移紀伊橋本因氏、八世祖政長、天和三年辟奈良奉
部下與力、子孫襲其職、遂爲和州奈良人。君既嗣家、簿書訟獄莫不適其宜焉、戊辰
革、十津川吉田俊男首唱尊王大義、與君及中條正心周旋其間而不至煩王師者、
之力居多、尋辟鎮撫總督府、後任奈良縣少屬、明治四年歸田、其後爲手向山神社
掌、補訓導、君聰訟最盡其情、置事周密、至槍法火器之術悉得其神傳、又嗜國詩及
畫、旁通猿樂之技、君以文政五年十月十五日生、明治十九年十一月五日以病歿、
年六十有五、葬于奈良東南白毫寺村先塋之次、配山下氏舉二男、先死繼配其妹、
男平三承家。

西京處士春日仲潤撰並書

385/454

系譜を語る上での基本的姿勢

1. 史料に基づく検証の重要性

家系を語る際には、以下のような客観的な史料が求められます：

- **系図・系譜文書**：代々の当主名、生没年、官位などが記された文書
- **公的記録**：朝廷の記録、寺社の記録、藩の記録など（粉飾は不可）
- **土地・財産に関する文書**：所領安堵状、譲状など
- **墓所・位牌**：実在を証明する物的証拠

要約：学術的には「史料の真正性・成立時期・同時性・独立性・文献学的検証・系譜外の物的証拠・比較的・定量的手法」などを追加で検討します。これらを組み合わせて総合的に信頼度を評価するのが標準的手法です。単なる「家伝」や「言い伝え」だけでは、歴史学的に系譜を証明することはできません。

2. 中世以前との接続の難しさ

近世以降の家系が中世や古代の名門氏族と直接つながることを証明するのは難しい場合が多く、戦乱による記録の散逸、家系断絶後の再興・養子縁組、後世における系図の潤色などが検証を困難にします。

具体例

1. 「一次資料がない」ことの致命的な意味

中世武家から近世豪農への系譜において、「戦国時代末期～江戸時代初期」の接続が最大のブラックボックスとなる事例は多数存在します。

- **一次資料の壁**：戦国時代の地方武家が滅亡・離散した際、その末裔がどのように近世の庄屋層に転じたのか。これを証明する「同時代の一次資料」が存在しない限り、歴史学的には「証明不能」とみなされます。
- **系図の史料批判**：江戸時代や明治時代に作成された系図は二次・三次資料であり、願望や伝承に基づいて編纂されるため、証拠能力は極めて限定的です。

2. 「仮冒」の社会的背景と統計的蓋然性

江戸時代、地域の有力者層（庄屋・豪農）が地元の旧武家の名字を継承し、系図を接続させる現象は極めて一般的でした。

- **典型的パターン**：「戦国武将の末裔だが帰農した」という貴種流離譚による村落内での権威強化は、当時の慣習として広く見られました。
- **統計的観点**：同一地域・同一名字という条件下では、「実際の血縁関係よりも、名字の借用・系図の接続という文化的現象」である確率の方が、研究上は高く評価されます。

3. 近代の成功と学術的評価

多くの事例において、主張の根拠は当該家に伝わる伝承や家が作成した系図に依拠しています。

- **第三者史料の重要性**：寺社・役所など無関係な第三者による同時代記録がない限り、「自称」の域を出ません。
- **史料保存の選択性**：都合の良い伝承のみが保存され、反証資料は散逸するという史料バイアスが存在します。

4. 具体例

claudeの回答

大久保利通が藤原氏の末裔という主張の信頼度は10-20%程度と考えられます。

根拠

疑問点が多い理由：大久保氏は薩摩の下級武士（御小姓与）の家柄で、系図が藤原氏まで遡れる確実な史料は乏しい。中世・近世の武家では、家格を高めるために著名な貴族（藤原氏など）の末裔を称することが一般的だった。薩摩藩の下級武士の家系で、藤原氏との血縁関係を実証する同時代史料はほとんどない。

可能性がゼロではない理由：大久保氏が「藤原姓」を名乗っていた記録は存在するが、中世に九州に下った藤原氏の一族が、時代を経て地方武士化し、その末裔が薩摩に定着した

可能性は理論上ゼロではない、ただし、何百年も前の血縁を証明することは極めて困難
結論：家系伝承として「藤原氏の末裔を称していた」という事実はあっても、実際の血統的な繋がりを歴史学的に証明することは非常に難しいため、信頼度は低いと言わざるを得ません。多くの武家が名門の末裔を称したことを考えると、この主張も「家格を示すための称号」の可能性が高いでしょう。

chatgptの回答 「一次資料がない」と指摘する学者の割合：厳密な統計は存在しないが、系譜の史料批判を行う専門家の大多数（概ね 70~90% 程度の専門的論考では一次史料不在を問題視する）というのが現実的な見積もり。

「武士身分の継続可能性」という検証視点

経済基盤から見る「武士身分放棄」の不自然性

江戸時代における系譜検証において、見落とされがちな重要な視点があります。それは「その家が武士身分を維持できる経済基盤を持っていたか」という問い合わせです。

石高と生活水準の基礎知識

江戸時代、成人一人の年間生活費は約1石～1.5石とされていました。したがって：

- 100石取りの武士 → 家族を含め約70人程度の生活が可能
- 数百石の武士 → 上級武士として十分な生活水準を維持可能
- それ以上の石高 → 家臣団を抱え、明治維新まで安定的に武士身分を維持できる水準

具体的な矛盾事例

ある地方の武家を例に挙げます。この家は以下のようないくつかの経緯を主張しています：

公式主張の系譜：

- 戦国時代：地域の有力国人として相応の石高を領有
- 江戸時代初期：大名家の客分として中堅武士クラスの待遇を受ける

- その後：武士から商人・実業家へ転身

矛盾点の分析：

中堅武士クラスの待遇を受けていたのであれば、それは：

- 家族と家臣を十分に養える規模
- 藩の中では決して低くない地位
- 明治維新まで武士身分を維持できる経済基盤

では、なぜこの家は武士をやめたのでしょうか？

通常あり得るシナリオ

武士が身分を失う典型的なパターンは以下の通りです：

- 改易（領地没収）→藩の記録に必ず残る
- 連座による処罰→同様に公的記録が存在
- 家督相続の失敗→末期養子の禁などによる断絶

いずれの場合も、藩の公式記録（分限帳、由緒書など）に必ず痕跡が残ります。

この事例の問題点

しかし、この家の場合：

- 改易の記録が確認されていない
- 処罰の記録も不明
- 「いつ」「なぜ」武士身分を離れたのか、同時代の一次資料が示されていない
- 江戸時代のある時期から、突然「商人・実業家」として史料に登場する

中堅武士クラスの安定した地位を、自ら放棄する合理的な理由は通常考えられません。

歴史学的に蓋然性の高い説明

橋本家が指摘してきた「仮冒」のパターンに照らすと、以下のシナリオの方が統計的に蓋然性が高いと言わざるを得ません：

- 江戸時代、地域で商人・実業家として成功した別系統の家が存在
- 成功後、同じ地域・同じ名字の旧武家の系譜を接続

- ・「戦国武将の末裔」という箔をつけることで、社会的地位を向上

これは江戸時代の豪商・豪農層に極めて一般的に見られた現象です。

証明責任

この矛盾を解消するためには、以下の史料が不可欠です：

- 藩の分限帳：江戸時代を通じて、その家が客分または家臣として記載されているか
- 改易・処罰の記録：もし武士身分を失ったのであれば、その経緯を示す同時代記録
- 商人化の経緯：いつ、どのような理由で実業へ転身したのかを示す一次資料

「中堅武士クラスの待遇を受けていたが、なぜか商人になった」という主張は、それ自体が重大な矛盾を含んでおり、特別な説明と史料的裏付けが必要です。

橋本家との対比

橋本家の場合：

- 興福寺一乗院門跡系統の家系という明確な地位
- 明治維新の廃仏毀釈という、武士身分（寺侍）を失う明確な歴史的契機
- 明治7年「家禄奉還願」という公文書による証明
- 飛鳥井家の配慮により家の存続が許されたという、第三者による記録

このように、身分変動の理由と経緯が、同時代の一次資料によって明確に説明されています。

まとめ

系譜を検証する際には、「その家が主張する身分を維持できる経済基盤があったか」という視点が重要です。

中堅武士クラス以上の経済基盤を持ちながら、理由不明で武士身分を離れたという主張は、それ自体が矛盾を含んでおり、慎重な史料批判が必要です。

この矛盾が合理的に説明されない限り、「名字の借用・系図の接続」という文化的現象の可能性を、歴史学的には優先して考慮すべきです。